

環境委員会追加資料

平成31年3月8日

【所管事務の調査（報告）】

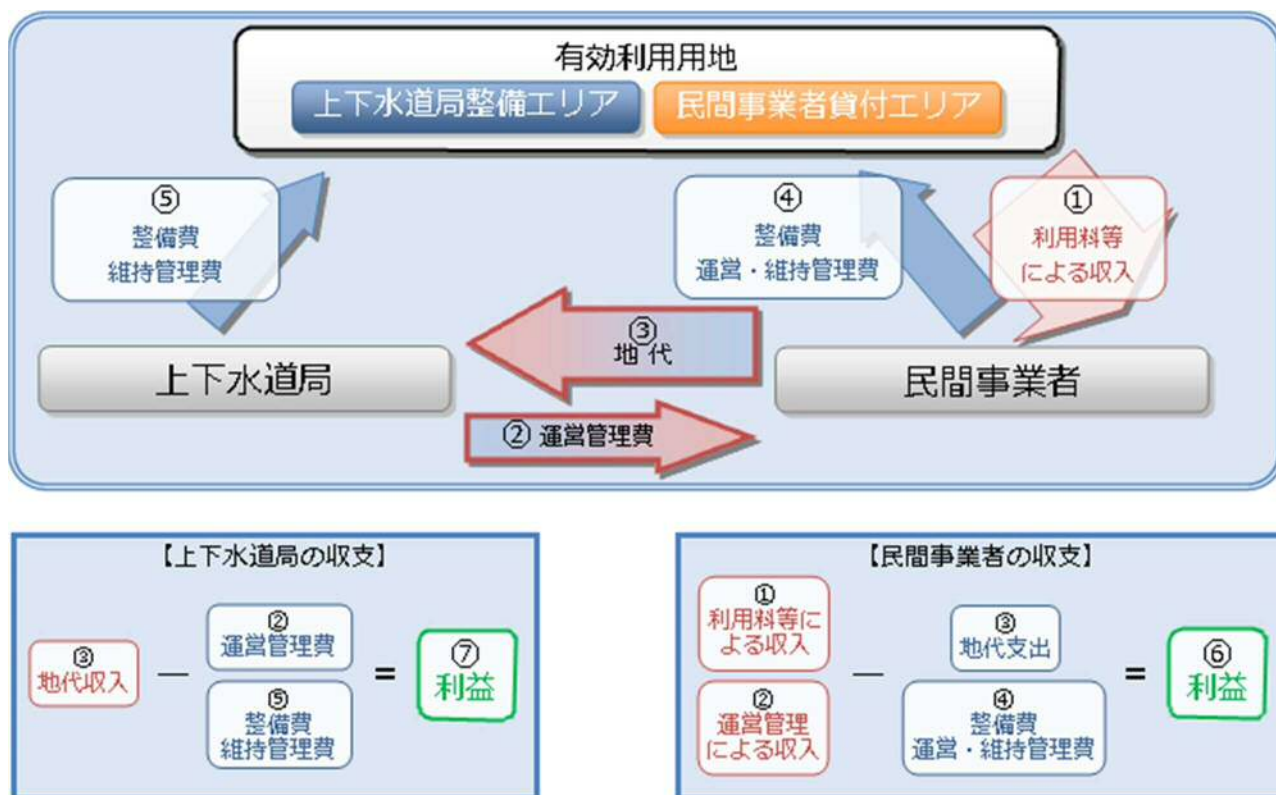
- ・「生田浄水場用地の有効利用に関する整備計画」の見直し  
について

追加資料

生田浄水場用地の有効利用に関する土地貸付料について

上 下 水 道 局

## 生田浄水場用地の有効利用に関する土地貸付料について



平成28年度の公募では、路線価をベースに算定した金額を土地貸付料の最低価額としたが、応募者がなく不調に終わった。生田浄水場用地の有効利用では、スポーツ広場の整備を条件としており、土地の借受者である民間事業者が自由に用地を利用できないことから、路線価をベースに算定した土地貸付料は馴染まないと判断した。このため、再公募においては例外的に、川崎市上下水道局固定資産使用料算定要綱の規定に基づき、「使用の態様、立地条件、その他の事情を考慮して、その都度上下水道事業管理者が定める」額を土地貸付料の最低価額とし、次の考え方により設定する。

### ○ 土地貸付料による費用回収のスキーム

上下水道局整備エリアの整備費、運営管理費、維持管理費を賄えるとともに、長期的には一定の収益を確保できる貸付料を最低価額とする。